

意見書案第1号

不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保 のための経済的支援制度の確立を求める意見書

令和3年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で24万4,940人と9年連続で増加しており、神奈川県内でも公立小中学校の児童生徒約1万6千人が不登校と、依然高水準で推移している。

また不登校の定義となっている年間欠席30日以上条件には当てはまらないが、保護者や学校の配慮により出席扱いになっているなど事実上の不登校児童生徒数も鑑みると、文部科学省調査だけで実態が把握しきれていないと言え、潜在的な不登校児童生徒も多数存在していると考えられる。

このような中、フリースクール等の民間施設を利用する際の家庭の実情を見ると、月額の利用料平均が3万3千円程度という経済的負担に加え、身近に通える民間施設がない場合には、遠方への通学のための身体的、時間的、心理的負担も加味しなければならない。

多様な学習機会を提供する民間施設への需要の高まりに対し、民間施設を設立するための経済的支援制度は一部の自治体の制定に留まっており、必要な資金が確保できず設立を断念している個人や団体も少なくない。

以上のことから、現状では、教育機会確保法第3条第2項の基本理念に明記されている、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が果たされているとはいえない状態であり、早急な具体策を講じる必要がある。

よって、逗子市議会は国に対して、不登校支援の一部である多様な学習機会を確保するための具体策として、次のとおり強く要望する。

- 1 教育機会確保法制定に際し、衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会がそれぞれ附帯決議した、不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずることについて進めること
- 2 いわゆるフリースクール等民間施設の設立及び運営補助金等の経済的支援制度の確立を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月16日

逗子市議会